（2025年4月1日改定版）

ＪＣＢ加盟店包括代理規約

規約・特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

JCB加盟店包括代理規約

本規約中の「当社」とは包括代理契約（第１条に定めるものをいう）の契約当事者となるカード会社のうち株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）以外のJCBグループカード会社となります。包括代理契約の契約当事者となるカード会社がJCBのみの場合、以下における「当社」「当社およびJCB」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

第１条（総則）

1. 本規約は、ショッピングセンターの運営会社、カード決済システムを加盟店に提供している事業者、その他テナント、店子、またはフランチャイジー等（会員に商品等を提供する事業者）との下記に定める加盟店契約を取りまとめている事業者（以下総称して「包括代理人」という）が、カード取引システムに基づき、代理権を保有する加盟店（第２条に定めるものをいう）が、日本国内の施設において会員に対して行う信用販売について、当社およびJCB（以下「両社」という）と加盟店との間の契約関係（以下「加盟店契約」という）、ならびに、両社と包括代理人および加盟店との間で加盟店契約の締結方法、履行方法およびその内容等につき定めるものです。なお、本規約に基づく両社と包括代理人、第２条に定める新規加盟希望者および加盟店との間の契約を「包括代理契約」といいます。
2. 包括代理契約は、両社が包括代理人による申込を承諾し、包括代理人の加盟店登録を行った日（以下「契約成立日」という）に成立するものとします。なお、第５条第２項の定めにかかわらず、加盟店契約の成立日は、第２条に定める加盟店規約に従うものとします。
3. 包括代理人および新規加盟希望者は、両社に対して、本規約に基づき信用販売を開始する時点において、包括代理人および新規加盟希望者が以下の(1)(2)(3)のいずれの事項も真実であることを表明し、保証します。
   (1)第７条（包括代理人および加盟店の責任）第６項および第７項、第11条（包括代理人の業務等）第６項および第７項、第13条（信用販売の方法）第１項、第３項、ならびに第28条（カードに関する情報等の機密保持）第１項から第11項を遵守するための体制を構築済みであること
   (2)特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近５年間に同法による処分を受けていないこと
   (3)消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近５年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと
4. 包括代理人は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. 包括代理人は、包括代理契約成立後に本条第３項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは包括代理契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第３項(2)もしくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第２条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。なお、本規約において別途定める場合を除き、本規約で使用する用語はJCB加盟店規約（改定された場合には最新のものを指すものとし、以下「加盟店規約」という。なお最新の加盟店規約は次のホームページに記載のとおりとする。https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/index.html）の定義に従うものとします。

1. 「加盟店」とは、加盟店規約を承認のうえ、両社に加盟を申込み、加盟を承諾された個人、法人および団体をいいます。
2. 「新規加盟希望者」とは、新たに加盟店になろうとする個人、法人および団体をいいます。

第３条（包括代理権等）

1. 包括代理人は、以下の事項について加盟店または新規加盟希望者を包括的に代理する権限を有するものとします。
   (1)両社との加盟店契約の締結およびこれに付随する合意をすること
   (2)加盟店契約に関連する両社との間の一切の取引
2. 包括代理人は、前項の代理権をその責任において加盟店または新規加盟希望者より取得するものとし、両社に一切迷惑をかけないものとします。両社は、加盟店または新規加盟希望者に対し個別に包括代理人の包括代理権の存否を確認する義務を負わないものとします。
3. 本規約において加盟店の義務としている規定については、包括代理人が加盟店に対して、それらの規定を周知し遵守させる義務を負うものとします。
4. 包括代理人は、加盟店または新規加盟希望者が本条第１項の代理権に関し疑義を申し出た場合には、すべて包括代理人の責任と負担においてこれを解決するものとし、両社に一切の迷惑をかけないものとします。
5. 包括代理人は、第５条に基づく新規加盟申請前に、善良なる管理者の注意をもって、新規加盟希望者に関する以下の事項につき、新規加盟希望者から申告を受け、またJCBの指定するその他の方法により調査を行うものとします。
   (1)新規加盟希望者が行う取引の種類
   (2)次の区分に応じた新規加盟希望者の基本的な事項
      ①新規加盟希望者が法人の場合：商号・名称、本店所在地、電話番号、法人番号、代表者の氏名および生年月日、その他JCB所定の事項
      ②新規加盟希望者が個人事業主の場合：氏名、生年月日、住所、電話番号、その他JCB所定の事項
   (3)新規加盟希望者が信用販売において取扱う商品、権利または役務の種類
   (4)新規加盟希望者が用いる決済機器等（決済システム含む）の具体的な内容
   (5)本規約第１条第３項(2)および(3)にかかる事実の有無
   (6)新規加盟希望者に本規約第１条第３項(2)または(3)に反する事実がある場合には、再発防止に関する新規加盟希望者における体制整備の状況
   (7)新規加盟希望者の取引の相手方（消費者に限らない。以下、本条において「消費者等」という）からの苦情の発生状況
   (8)その他JCBの指定する事項
6. 包括代理人は、加盟店に、前項(1)から(4)の事項について変更の可能性が認められる場合には、遅滞なく、それらの事項の変更の有無および内容を調査したうえで、両社に通知するものとします。
7. 包括代理人は、加盟店が本規約第１条第３項(2)または(3)に違反する事実を知った場合、または加盟店に対して消費者等から苦情が発生し、加盟店に消費者等の利益の保護に欠ける行為が認められ、もしくはそのおそれがある場合には、直ちに両社に対して通知するものとします。

第４条（新規加盟希望者の要件）

新規加盟希望者および加盟店は、以下の要件、契約関係、または法律上の地位等（以下「前提条件」という）を備えるもので、当社およびJCBが書面で認めたものに限るものとします。

(1)以下のいずれかに該当する者
   ①包括代理人が運営または管理する施設に出店している店舗
   ②組合である包括代理人の組合員である店舗
   ③その他当社とJCBが、包括代理人が包括的に代理することを適当と認めた店舗
(2)包括代理人と利用契約を締結している者

第５条（加盟店の申請、承諾）

1. 包括代理人は、新規加盟希望者があるときは、新規加盟希望者を代理して、以下の書面またはデータ（以下「データ等」という）を両社に提出して新規加盟を申請するものとします。
   (1)JCB所定様式による加盟店申込書（商号、代表者、本店所在地、電話番号、信用販売を行うすべてのカード取扱加盟店舗等、取扱商品等、その他当社またはJCBが必要と認めた事項を記載したもの）
   (2)第3条第5項に基づく調査の結果を記載したもの
   (3)その他加盟店審査のため当社またはJCBが請求する資料
2. 前項の申請につき、両社が新規加盟希望者を加盟店として適当と認めた場合には、当社は新規加盟承諾の通知を包括代理人に対して行うこととし、これをもって当該新規加盟希望者と両社との間に、本規約、加盟店規約およびこれらに基づく覚書、特約等（以下総称して「本規約等」という）に定める内容の加盟店契約が成立するものとします。なお、加盟店契約が成立した加盟店に対する連絡等は、包括代理人がその責任において実施することとします。
3. 本条第1項の申請につき、当社またはJCBが新規加盟希望者を加盟店として不適当と認めた場合には、両社は当該新規加盟希望者の新規加盟を拒否することができるものとします。この場合、両社は、包括代理人および当該新規加盟希望者に対し、拒否の理由を開示しないものとし、これについて包括代理人および新規加盟希望者はあらかじめ承諾するものとします。また、両社が拒否した新規加盟希望者に対する連絡等は、包括代理人がその責任において実施することとします。

第6条（カード取扱い）

1. 包括代理人は、カード取扱店舗、取扱商品等を指定し、あらかじめ両社に所定のデータ等その他両社が定める方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、包括代理人または加盟店がカード取扱店舗を追加、変更または取消す場合も同様とします。
2. 包括代理人は、非接触決済等の決済サービスを追加しようとする場合、あらかじめ両社に所定の書面その他両社が定める方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。包括代理人が決済サービスの変更または取消す場合も同様とします。
3. 包括代理人および加盟店は、すべての包括代理人における店舗およびカード取扱店舗内外の会員の見やすいところに両社所定の加盟店標識を掲示するものとします。なお、非接触決済カードのみにしか対応しない決済機器等のみを設置している包括代理人および加盟店は、会員が非接触決済カード以外のカードを利用可能と誤認するような表示を行ってはならないものとし、両社所定の表示を行うものとします。
4. 包括代理人および加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係、およびカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとします。包括代理人および加盟店は、当社、JCBまたはカード会社よりカードの利用または販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
5. 当社、JCB、またはカード会社は、会員のカード利用促進のために、包括代理人の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に包括代理人の名称および所在地等を掲載する場合があり、包括代理人および加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。
6. 包括代理人および加盟店は、使用する決済機器等をあらかじめ両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、決済機器等の追加、変更および撤去についても同様とします。また、包括代理人および加盟店は、非接触決済を取扱う場合、非接触決済機器等をカード取扱店舗に備えるものとします。
7. 包括代理人および加盟店は、本規約、端末設置会社（決済機器等の設置に関して包括代理人または加盟店と契約関係にある会社をいう。以下同じ）が指定する規約および規定等（操作マニュアル等を含む。以下「端末使用規約」という）ならびに端末設置会社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、決済機器等を使用および保管するものとします。包括代理人および加盟店は、決済機器等の設置場所を移動する場合には、あらかじめ端末使用規約に従い、端末設置会社に届出等を行うものとします。
8. 前二項を含む本規約に定める「決済機器等」は、POSシステムを含むことを確認します。
9. 包括代理人および加盟店は、決済機器等を修理、修復する必要が生じたときは、端末使用規約の定め、または端末設置会社の指示に従い、自らの費用と責任をもって迅速に対応するものとします。

第7条（包括代理人および加盟店の責任）

1. 加盟店は、本規約等を承認し、これらを遵守するものとします。なお、本規約と加盟店規約とで異なる規定がある場合には、本規約の規定が優先して適用されるものとします。
2. 包括代理人は、加盟店規約およびこれらに基づく覚書、特約等（以下総称して「加盟店規約等」という。なお、合理的な限度で、以下の事項等を合理的に読み替える）を遵守するものとします。
   (1)「加盟店」を「包括代理人」と読み替えます。
   (2)「本契約」または「本規約」を「JCB加盟店包括代理規約」と読み替えます。
3. 加盟店が包括代理契約、加盟店契約その他これらに基づく覚書、特約等（以下総称して「包括代理契約等」という）または包括代理契約等に基づく取引に関連して両社またはカード会社に損害を与えた場合には、包括代理人は当該加盟店と連帯して、両社およびカード会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
4. 包括代理人が包括代理契約等または包括代理契約等に基づく取引に関連して当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合には、包括代理人は両社およびカード会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、本規約に別の定めがある場合はその定めに従うものとします。
5. 包括代理人または加盟店が包括代理契約等に違反して信用販売を行った場合、包括代理人および当該加盟店は当該代金全部について連帯して一切の責任を負うものとします。
6. 包括代理人は、信用販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回におよぶなど割賦販売法およびセキュリティガイドラインの趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
7. 包括代理人は、前項の場合、直ちにその旨を両社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。
8. 包括代理人および加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
   (1)会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
   (2)包括代理人または加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
   (3)会員または関係省庁その他の行政機関等から加盟店規約第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第3項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合
9. 包括代理人および加盟店は、①包括代理人、加盟店、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると当社またはJCBが判断する取引であって、当社またはJCBが包括代理契約締結時または締結後に指定した取引、②当社またはJCBが指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引に関して、信用販売を行わないものとします。

第8条（費用負担等）

包括代理人は、決済機器等その他の備品の設置・使用等のために当社へ支払いが発生する場合は、当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたこれらの費用等は、包括代理契約が終了した場合または一部の決済サービスの取扱いが終了した場合にも返還されないものとします。

第9条（届出事項の変更）

1. 包括代理人は、包括代理契約締結時または包括代理契約締結後に両社に届け出た包括代理人および加盟店の事項（氏名・名称または商号、代表者、本店所在地、電話番号、電子メールアドレス、カード取扱店舗、振込指定金融機関口座、決済機器等のIC対応状況およびカード番号等の保持状況等を含むが、それらに限られない）に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知もしくは送付書類が延着し、もしくは到着しなかった場合、または当社が送金した立替払金が延着し、もしくは着金しなかった場合には、通常到着または着金すべきときに包括代理人に到着または着金したものとみなすものとします。また両社が変更前の届出事項に基づき包括代理契約に基づく取引を行った事による一切の紛議または包括代理人もしくは加盟店の不利益もしくは損害について、両社は一切の責任を負わないものとします。
3. 包括代理人は、第5条第1項により両社に提出した申込書の記載事項に変更が生じた場合、または第4条に定める前提条件が消滅、終了または解消し、包括代理人の包括代理権が消滅した場合、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
4. 包括代理人または加盟店が、包括代理契約等とは別途、JCBまたはカード会社との間でカードその他の決済サービスの取扱いに係る加盟店契約等を締結している場合には、包括代理人は、以下の事項を承諾するものとします。
   (1) 包括代理人または加盟店が本条第1項または第3項の変更届出を行っていない場合であっても、包括代理人または加盟店がJCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、両社が包括代理人または加盟店から本条第1項または第3項の変更届出があったものとして取扱うことがあること
   (2) 包括代理人または加盟店がJCBまたはカード会社との加盟店契約等に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、包括代理人または加盟店が両社に届け出た情報に基づいて、JCBまたはカード会社が包括代理人または加盟店から変更届出があったものとして取扱うことがあること
5. 本条第1項または第3項の届け出がなされていない場合であっても、両社は、適法かつ適正な方法（国税庁等の公的機関が管理する情報を取得する方法を含む）により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、両社が包括代理人から本条第1項または第3項の変更届出があったものとして取扱うことがあることを包括代理人および加盟店は承諾するものとします。

第１０条（地位の譲渡等）

1. 包括代理人および加盟店は、原則として、両社の事前の書面による承諾を得ることにより、本包括代理契約および加盟店契約上の地位を譲渡し、または会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができるものとします。
2. 包括代理人および加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
3. 当社（ただし、JCBが承諾した場合に限る）またはJCBは、包括代理契約等上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、包括代理人はあらかじめこれを承諾するものとします。

第１１条（包括代理人の業務等）

1. 包括代理人は加盟店に代わって、加盟店契約に基づき本来加盟店が遂行すべき以下の各号その他包括代理契約に付随する特約の業務の全部または一部（以下「本件業務」という）を行うことができ、包括代理人は、第3条第1項(2)に基づき、本件業務について加盟店を包括的に代理する権限を有するものとします。
   (1) 第5条の新規加盟店の申請に関する業務
   (2) 第9条の届出事項の変更に関する業務
   (3) 加盟店規約第9条（信用販売の方法）の事前承認の取得に関する業務
   (4) 第15条の立替払に関する業務
   (5) 第16条の手数料の支払および立替払金の受領に関する業務
   (6) 第17条、第19条、第21条の立替払金の返還等に関する業務
   (7) 包括代理契約等に関する、加盟店から当社またはJCBへの通知、および当社またはJCBから加盟店への通知（信用販売の方法の通知を含む）、送付書類等の受領
   (8) 上記業務に付随する一切の業務
2. 両社は、包括代理人および加盟店が本規約等の規定を遵守することを条件に、前項の本件業務を承諾し、包括代理人が代理する本件業務について加盟店自身が行った場合と同様に取扱うものとします。
3. 包括代理人は、本件業務に関して、加盟店が遵守すべき義務を遵守し、善良なる管理者の注意をもってこれを遂行し、加盟店が両社に対して負うべき責任と同じ責任を負うものとします。
4. 包括代理人が本規約等に違反しその他本件業務に関連して当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合には、当該本件業務を本来行うべき加盟店および包括代理人は、連帯して、両社およびカード会社の被った損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 包括代理人は、両社の事前の承諾を得ることなく、包括代理契約に基づくカード番号等を扱う業務または加盟店規約第10条に基づく業務の全部または一部を第三者（以下「業務代行者」という）に委託（業務代行者が別の第三者に再委託するなど、再委託以降の委託が行われる場合を含む。以下同じ）できないものとします。
6. 包括代理人は、両社から前項に定める承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本規約に定める包括代理人のすべての義務および責任を遵守する能力を有する者であることを確認したうえで、両社に対して承諾を取得するものとします。両社は、包括代理人および業務代行者がPCIDSS等のJCBの指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、およびその他不適切な事情がないか等を考慮して、業務委託を承諾するか否か判断するものとします。
7. 両社が業務委託を承諾した場合、包括代理人は以下の各号に定める義務を遵守するものとし、これらを遵守できない場合には直ちに業務委託を取り止め、または業務代行者を変更するものとします。
   (1) 当社またはJCBが業務委託の承諾に条件を付した場合、当該条件を維持すること
   (2) 本規約に定める包括代理人のすべての義務および責任（第14条（包括代理人および加盟店の義務、禁止行為等）および第28条（カードに関する情報等の機密保持）に定める義務を含むが、それらに限られない）を業務代行者に遵守させること
   (3) 包括代理人と業務代行者との間の委託契約において、以下の各号に定める事項を規定したうえで、これらを業務代行者に遵守させること
      ①カード番号等につき第28条（カードに関する情報等の機密保持）第1項に定める漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに包括代理人、両社に対してその旨を連絡するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに、二次被害および再発を防止するための計画の策定および実施を行い、その結果を包括代理人、両社に報告すること。
      ②包括代理人、両社が、業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関して第20条（調査協力、資料の提出等）各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。
      ③業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合その他包括代理契約に基づき業務委託を取り止め、または業務代行者の変更を行う必要がある場合には、包括代理人は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができること。
8. 前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、包括代理人および加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合、包括代理人および本来本件業務を遂行すべきであった加盟店は、業務代行者と連帯して、両社およびカード会社の損害を賠償するものとします。
9. 包括代理人は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。
10. 両社は、包括代理契約等に基づいて行う業務の全部または一部を、包括代理人の承諾を得ることなく第三者に委託することができるもの

とします。

第１２条（信用販売）

包括代理人および加盟店が取扱うことができる支払区分は、本規約末尾の表＜締切日・支払日＞に記載の支払区分、その他両社が特に認めた方法のうち、両社が承諾した支払区分で取扱うことができるものとします。

第１３条（信用販売の方法）

1. 包括代理人および加盟店は加盟店規約第９条（信用販売の方法）の定めに則り、信用販売を行うものとします。
2. 加盟店規約の定めにかかわらず、両社が別途信用販売の方法を指定し、包括代理人に通知した場合には、包括代理人および加盟店は指定された方法により信用販売を行うものとします。
3. 包括代理人および加盟店は、本条第１項から前項までに定める手続きの履行、およびカード提示者がカード名義人本人であることの確認を、セキュリティガイドラインに従い、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。

第１４条（包括代理人および加盟店の義務、禁止行為等）

1. 包括代理人および加盟店は、個人情報の保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令を遵守して、信用販売を行うものとします。
2. 包括代理人および加盟店は、マネー・ローンダリング、反社会的勢力（加盟店規約第34条第１項に定める者をいう。なお、テロリストを含む）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダリング等を遂行する手段として、両社との取引もしくはカード取引システムを利用し、またはカードを取り扱ってはならないものとします。

第１５条（立替払）

1. 当社は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、本条第２項に基づき立替払契約が成立したものについて、本規約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
2. 加盟店と当社との間の立替払契約は、加盟店規約第10条（売上票等の作成、保管および提出等）第５項および第11条（包括代理人の業務等）第１項に基づき売上データが当社に到着した売上債権について（ただし、加盟店が決済機器等を使用せずに信用販売を行った場合は、加盟店規約第10条（売上票等の作成、保管および提出等）第４項第２文に基づいて売上票が当社に到着した売上債権について）、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求償権が発生するものとします。
3. 包括代理人および加盟店は、加盟店規約第９条（信用販売の方法）第１項に基づき信用販売の手続きを完了した場合は、当社が包括代理人または加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとします。ただし、包括代理人または加盟店が会員からの申し出に基づき第17条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または当社が第21条に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、包括代理人または加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではありません。

第１６条（手数料および支払い）

1. 加盟店が支払う立替払いにかかわる手数料は、立替払契約の効力が発生した売上債権をJCBが別途定める種類ごとに合計した金額に、別途定める手数料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
2. 当社の各加盟店に対する立替払金の支払いは、本規約末尾の表＜締切日・支払日＞の定めに従い、その種類に応じて、締切日ごとに当社が集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を、当社指定の金融機関口座から一括して包括代理人指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとし、包括代理人は加盟店を代理してこれを受領し、包括代理人の責任と負担により加盟店に分配します。包括代理人は、かかる分配にあたって、振込指定金融機関口座の名義が加盟店の名義（商号その他の正式名称を指す）と一致することを確認するなどして、反社会的勢力に資金が流入しないようにするものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社は立替払金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
3. 前項にかかわらず、包括代理人が指定する金融機関口座の名義人が、包括代理人の名義（商号その他の正式名称を指す）と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、当社は当該口座への振込みを行わないことができ、包括代理人に対して、振込口座の変更を求めることができるものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
4. ショッピング２回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、本規約末尾の表＜締切日・支払日＞に定める２種類の支払日のうち包括代理人が両社に申込み、両社が認めた方法で支払うものとします。なお、支払いが２回にわたる場合には、売上債権総額を２分割し、その1/2ずつを支払うものとします。また、２分割した際に端数が生じた場合には、初回の支払い時にその端数を支払うものとします。
5. ボーナス１回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、本規約末尾の表＜締切日・支払日＞に定める方法で支払うものとします。
6. 当社またはJCBに包括代理人または加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第２項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、包括代理人または加盟店から当社またはJCBに対して立替払金以外の債権がある場合には、当社は本条第２項により支払う立替払金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとします。
7. 第４条に定める前提条件が消滅、終了または解消し、第３条に定める包括代理人の包括代理権が消滅した場合等で、包括代理人が本条第２項の代金受領権限を喪失した場合、包括代理人および加盟店は、直ちに両社に対しその旨を通知するものとします。
8. 立替払金の支払期日の30日前までに前項の通知が両社に到達しなかった場合には、当社が従前どおり本条第２項の口座に振込入金することにより、当該加盟店に対する当該立替払金を弁済したものとみなすものとします。

第１７条（信用販売の取消し）

1. 包括代理人および加盟店は、加盟店規約により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、連帯して、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に包括代理人または当該加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
2. 当社は前項に基づき包括代理人または加盟店から返還を受ける金額につき、あらかじめ包括代理人または加盟店が届け出た当社所定の金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払いを受けることができるものとします。

第１８条（商品の所有権）

加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに当社に移転するものとします。ただし、第17条または第21条により立替払契約が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは包括代理人が当該立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

第１９条（支払停止の抗弁等）

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、JCBまたはカード会社に申し出た場合、包括代理人および加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとします。
   (1) 当該立替払金が支払い前の場合には、当社は当該立替払金の支払いを保留または拒絶することができるものとします。
   (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、包括代理人および加盟店は当社に対し、連帯して、当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に包括代理人または当該加盟店に対して支払う立替払金から差し引けるものとします。

(3)当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店（包括代理人が代理受領権限を有している場合には包括代理人）に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

3.会員と包括代理人または加盟店との間に第７条第８項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの立替払金の支払いについても、前項を準用するものとします。

第２０条（調査協力、資料の提出等）

1.包括代理人および加盟店は、以下の場合および加盟店規約に基づき加盟店が調査協力義務を負担する場合には、当社またはJCBからの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様その他信用販売の内容、および⑤加盟店が信用販売により取得した売上債権に関係する、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関係するその他の事項について、当社またはJCBの調査に速やかに協力しなければならないものとします。

(1)包括代理人または加盟店と会員との間において紛議が生じた場合

(2)紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが包括代理人もしくは加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、またはそのおそれがある場合

(3)包括代理人が本規約等に違反し、またはそのおそれがある場合

(4)上記各号に準じ、当社またはJCBが必要と判断した場合

2.前項の調査にあたって、両社が包括代理人または加盟店に対して求めた場合、包括代理人および加盟店は、当社またはJCBに対して、以下の資料等を７日以内に提出するものとします。

(1)信用販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）

(2)パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料

(3)商品等の内容を説明する資料

(4)商品等の仕入れに関する証跡および会員作成に係る受領書等

(5)商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して包括代理人または加盟店が作成した書類・記録

(6)その他当該調査を行うにあたって当社またはJCBが必要と判断する資料

3.当社またはJCBが、以下の(1)から(3)等、法令等に照らして、当社またはJCBが包括代理人または加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、包括代理人および加盟店は会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否することはできないものとします。

(1)会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合

(2)加盟店規約第19条（調査協力、資料の提出等）第１項(4)に該当するなどし、当社またはJCBが割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他個人情報保護法第27条第１項各号の要件を充たす場合

(3)その他当社またはJCBが加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合

4.包括代理人および加盟店は、当社またはJCBが求めた場合、速やかに、計算書類等、その他包括代理人または加盟店の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。

5.包括代理人および加盟店は、前四項の義務を履行するため、自己の責任において各項記載の書類等を５年間保管するものとします。

6.包括代理人および加盟店は、当社またはJCBが割賦販売法等関係諸法令等（認定割賦販売協会が定める自主規制規則等を含む）に基づき別途請求した場合は、当社またはJCBが別途指定した事項を報告するものとします。

7.包括代理人および加盟店は、本条第１項(2)に該当する場合で、当社またはJCBから指示があったとき、または包括代理人もしくは加盟店が必要と判断したときは、包括代理人または加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第１項(2)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとします。

第２１条（立替払契約の取消しまたは解除等）

1.当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、加盟店規約第20条（立替払契約の取消しまたは解除等）第１項各号に加え、以下のいずれかの事由が生じた場合も加盟店がオーソリゼーション申請を行い、JCBの承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。

(1)第７条（包括代理人および加盟店の責任）第８項に定める紛議または第19条（支払停止の抗弁等）第１項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき

(2)包括代理人または加盟店が第20条（調査協力、資料の提出等）の規定に違反したとき

(3)その他包括代理人または加盟店が本規約または本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき

2.加盟店規約第20条（立替払契約の取消しまたは解除等）第１項各号および前項に該当した場合、当社は包括代理人に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消しまたは解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、包括代理人および加盟店は、連帯して、直ちにこれを当社に返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に包括代理人または当該加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。この差し引き精算ならびに第16条第６項、第17条および第19条第２項(2)その他包括代理契約等に基づき当社が行う差し引き精算は、対象となる次回以降の立替払契約に当該加盟店による売上債権が含まれているか否かおよびその金額のいかんにかかわらず、当社の包括代理人に対して支払う立替払金全額を対象として行うことができるものとします。

3.前項により加盟店の間で立替払金の調整が必要となる場合においては、包括代理人が一切の責任をもってこれを行うものとし、両社は包括代理人および加盟店に対して何らの責任を負わないものとします。

4.当社が、加盟店規約第20条（立替払契約の取消しまたは解除等）第１項各号および加盟店規約第19条（調査協力、資料の提出）第１項各号、第２項および第３項に基づく調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとします。なお、包括代理人は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社またはJCBの調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は包括代理人に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第２２条（差押等の場合の処理）

包括代理契約等に基づき包括代理人または加盟店が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第２３条（情報の収集および利用等）

1.包括代理人、加盟店およびこれらの代表者ならびに新規加盟希望者およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下総称して「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1)包括代理契約の加盟申込審査（決済サービスの追加申込審査を含む。以下同じ）、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑬の加盟店情報を収集、利用すること

①包括代理人、加盟店および新規加盟希望者ならびにカード取扱店舗等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、

口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
②包括代理契約の成立日、加盟申込日、加盟日（決済サービスを追加した日を含む）、決済機器等の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と当社またはJCBの取引に関する事項
③包括代理人および加盟店のカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含む）
④当社またはJCBが収集した加盟店等のカード利用履歴（加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）
⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
⑧当社またはJCBが加盟または決済サービスの追加を認めなかった場合、その事実および理由
⑨割賦販売法に基づく調査その他割賦販売法に基づく業務により両社が収集した加盟店に関する情報
⑩第20条（調査協力、資料の提出等）第1項および第2項に基づき提供を受けた情報
⑪会員から当社、JCBまたはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容に関連して、当社、JCBまたはカード会社が、会員、加盟店およびその他の関係者から調査収集した情報
⑫行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
⑬当社、JCBまたは加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）

(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、包括代理人および加盟店が本号②に定める営業案内および④に定めるアンケートの依頼その他市場調査について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとする。お問い合わせ窓口は次のホームページに記載のとおりです。https://www.jcb.co.jp/merchant/contact/）
①当社またはJCBが包括代理契約または包括代理契約に付随する特約に基づいて行う業務
②宣伝物の送付等当社、JCB、カード会社または他の加盟店等の営業案内
③当社またはJCBのクレジットカード事業その他当社またはJCBの事業（当社またはJCBの定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
④包括代理人および加盟店へのアンケートの依頼その他市場調査の実施

(3)包括代理契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑬の加盟店情報を当該委託先に預託すること

2.加盟店等は、前項(1)①から⑬の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社が、加盟申込審査、加盟店契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査、会員に対するカードの機能の提供、カード利用代金の立替払またはその取消し、会員からの問い合わせ対応等ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。なお、カード会社には外国の事業者も含まれるため、本項に基づく共同利用の対象には、当該外国の事業者が含まれます。共同利用するカード会社に関する情報（当該会社が外国の事業者である場合には、その国に関する情報等を含む）およびカード会社の種類ごとの共同利用の目的・範囲は次のホームページに記載のとおりです。（https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/）

3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとします。（共同利用会社は、本規約末尾または本条第2項記載のホームページに記載のとおりとする）

第２４条（加盟店信用情報機関の利用および登録）

1.加盟店等は、加盟店情報につき、当社、JCBまたはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します。（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。https://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html）
(1)包括代理契約の締結審査、加盟申込審査、包括代理契約締結後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、JCBまたはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること
(2)加盟信用情報機関所定の加盟店等に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること
(3)登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、および加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること

2.当社またはJCBが加盟する加盟信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

第２５条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1.加盟店等のうち、その代表者は、両社、加盟信用情報機関、カード会社および共同利用会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
(1)両社、カード会社および共同利用会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
(2)加盟信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟信用情報機関へ

2.万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第２６条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

両社は、加盟店等が第23条から第25条に定める加盟店情報について承諾できない場合には、加盟または決済サービスの追加を断ることや、解約または決済サービスの一部の取扱いの終了の手続きをとることができるものとします。なお、包括代理人または加盟店から第23条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内または④に定めるアンケートの依頼その他市場調査に対する中止の申し出があっても、両社は加盟または決済サービスの追加を断ることや解約または決済サービスの取扱いの一部の終了の手続きをとらないものとします。

第２７条（契約不成立または契約終了後の加盟店情報の利用）

1.両社が加盟または決済サービスの追加を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第23条に定める目的（ただし、第23条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内および④に定めるアンケートの依頼その他市場調査を除く）および第24条の定めに基づき利用されるものとします。

2.両社は、包括代理契約終了後または決済サービスの一部の取扱いの終了後も業務上必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報ならびに包括代理契約および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。

第２８条（カードに関する情報等の機密保持）

1.包括代理人および加盟店は、本条第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、包括代理契約等に基づいて知り得たカード番号等（全

桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカードおよび会員に付帯する情報（本条第３項に定める情報を含む）、ならびに手数料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または包括代理契約等に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。なお、包括代理人と当社またはJCBとの情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、包括代理人または加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、包括代理人および加盟店はこれを行ってはならないものとします。

2. 包括代理人は本条第１項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 包括代理人および加盟店は、売上票（加盟店控）を加盟店規約第10条（売上票等の作成、保管および提出等）第８項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。ただし、包括代理人および加盟店は、PCIDSSおよびセキュリティガイドラインに掲げられた措置を実施し、その他JCBの指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り、JCBが指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、前文にかかわらず、JCBは、技術の発展、社会環境の変化、セキュリティガイドラインの改定その他の事由により、包括代理人が実施する措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはJCBの指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるとJCBが認めるときには、その必要に応じて、包括代理人および加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または包括代理人が実施する措置の方法もしくは態様の変更を求めることができ、包括代理人はこれに応じるものとします。
4. 前項にかかわらず、包括代理人および加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。
5. 包括代理人は、第11条第６項に基づき両社の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第１項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、包括代理人は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないよう、その他業務代行者が本規約に定める包括代理人のすべての義務および責任を遵守するように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
6. 包括代理人および加盟店は、本条第１項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに両社に連絡するものとし、当社またはJCBから指示があった場合にはこれに従うものとします。
7. 両社は、包括代理人もしくは加盟店から前項の連絡を受けた場合、または包括代理人もしくは加盟店に本条第１項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、包括代理人および当該加盟店に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、包括代理人および当該加盟店はこれに従うものとします。
8. 包括代理人および加盟店は、前二項の場合で、当社またはJCBが求めたときは、包括代理人の費用負担で、漏洩等または目的外利用の有無、内容、発生期間、影響範囲（漏洩等または目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係および発生原因を、JCBが別途指定する方法により、詳細に調査するものとします。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査（電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取扱う機器を対象とした記録の復元、収集または解析等を内容とする調査）を含みます。また、JCBが適当と認める第三者による調査を指定する場合があることを、包括代理人はあらかじめ承諾するものとします。
9. 包括代理人および加盟店は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかったものの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、両社の承認を得たうえで、実施するものとします。また、包括代理人および加盟店は、必要に応じて、両社の承認を得たうえで、漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ、および二次被害防止のための対応について公表するものとします。なお、包括代理人および加盟店は、再発防止策の実施状況について、両社に報告するものとします。
10. 包括代理人および加盟店が前項の対応をとるか否かにかかわらず、カード番号等につき漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが高度に存在する場合には、両社およびカード発行会社は、必要に応じて、包括代理人および加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。
11. 本条第６項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、包括代理人および加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
12. 包括代理人または加盟店の責に帰すべき事由により、当社、JCB、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った包括代理人および当該加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
13. 包括代理人または加盟店がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、当社、JCBまたはカード会社の損害とみなすものとします。なお、当社、JCBまたはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
    ①漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等（以下「対象カード番号等」という）に係るカード（家族カード・子カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
    ②対象カード番号等を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
    ③会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
14. 前項を適用するにあたり、包括代理人もしくは加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、包括代理人および加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを包括代理人および加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
15. 本条の規定は、包括代理契約等の終了後においても効力を有するものとします。

第２９条（是正改善計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社またはJCBは、包括代理人および加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、包括代理人および加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は、第33条（契約解除）に基づく当社またはJCBによる包括代理契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
    (1) 包括代理人および加盟店が第11条（包括代理人の業務等）第７項もしくは第28条（カードに関する情報等の機密保持）第３項の義務を履行せず、または業務代行者が第11条第７項により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
    (2) 包括代理人、加盟店または業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第28条（カードに関する情報等の機密保持）第９項の義務を履行しないとき
    (3) 包括代理人および加盟店が第13条（信用販売の方法）第３項に違反し、またはそのおそれがあるとき
    (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第７条（包括代理人および加盟店の責任）第６項および第７項の義務を履行しないとき
    (5) 前各号に定める場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、当社またはJCBに対し、包括代理人についてその是正改善を図るために必要な措置を講じる

ことが求められるとき
(6)その他、当社またはJCBが合理的な理由をもって必要と認めたとき
2.両社が、前項の規定により計画の策定と実施を求めたのに対して、包括代理人および加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、両社は包括代理人と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、包括代理人および加盟店はこれに応じるものとします。

第３０条（信用販売の停止等）

1.包括代理人または加盟店が以下の事項に該当する場合、当社またはJCBは包括代理契約等に基づく信用販売を一時的に停止すること（決済サービスの一部のみの一時停止を含む）を請求することができ、この請求があった場合には、包括代理人および加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。
(1)当社またはJCBが第28条（カードに関する情報等の機密保持）第１項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
(2)当社またはJCBが、加盟店規約第32条（契約解除）第１項各号および第33条（契約解除）第１項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
(3)その他、当社またはJCBが必要と認めた場合
2.以下の事項に該当する場合、包括代理人は、包括代理契約等に基づく信用販売（決済サービスの一部のみの取扱いを含む）を行うことができない場合があることを承諾するものとします。
(1)天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると当社またはJCBが判断した場合
(2)信用販売を行うために必要な機器類（決済機器等を含む）、ソフトウェアおよび通信回線（以下「機器類等」という）に欠陥、不具合等があった場合、機器類等が停止した場合、機器類等が包括代理人に配布されなかった場合その他機器類等に関する何らかの支障等があった場合
(3)コンピュータシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社またはJCBが判断した場合

第３１条（有効期間）

1.包括代理契約の有効期間は包括代理契約成立日から１年間とします。ただし、包括代理人、当社またはJCBが期間満了３ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、包括代理契約はさらに１年間更新し、以後はこの例によるものとします。なお、本条もしくは次条による包括代理契約の終了または決済サービスの一部の取扱いの終了、または、第33条（契約解除）の当社もしくはJCBによる包括代理契約の解除、決済サービスの一部の取扱いの終了または提携ブランドカードの取扱いの終了により、包括代理人に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、当社、JCBまたはカード会社は一切の責を負わないものとします。
2.本規約に基づく両社と各加盟店との間の加盟店契約の契約期間については、各加盟店契約成立の日から包括代理契約の終了日までとし、包括代理契約と同様に更新されるものとします。ただし、以下の事項が生じた場合、加盟店契約は当然に終了するものとします。
(1)包括代理契約が終了したとき
(2)第４条に定める前提条件が消滅、終了または解消し、または包括代理人の包括代理権が消滅した場合
3.前項ただし書の場合において、両社と加盟店が新たに直接の加盟店契約を締結することは妨げられないものとします。

第３２条（解約等）

1.前条の規定にかかわらず、包括代理人、当社またはJCBは、書面により３ヵ月前までに相手方に対し予告することにより包括代理契約を解約し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとします。
2.前条第２項の規定にかかわらず、当社、JCBまたは加盟店は、書面により３ヵ月前までに相手方に対し予告することにより加盟店契約を解約し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとします。
3.本条第１項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店の全てが直前１年間に信用販売の取扱いを行っていない場合は、予告することなく包括代理契約を解約できるものとします。
4.本条第２項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店が直前１年間に信用販売の取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該加盟店との加盟店契約を解約できるものとします。
5.前条の規定にかかわらず、JCBと提携ブランドカード会社との間の提携ブランドカードの取扱いに関する契約が終了した場合には、包括代理人および加盟店による当該提携ブランドカードに関する取扱いが終了するものとします。

第３３条（契約解除）

1.前二条の規定にかかわらず、加盟店が以下の事項または加盟店規約に定める解除事由に該当する場合、当社またはJCBは包括代理人または加盟店に対し催告することなく直ちに加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、決済サービスの一部の取扱いを終了し、または加盟店契約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとします。また、包括代理人または加盟店が本規約に違反し、もしくは、以下の各号に該当し、または包括代理契約に起因もしくは関連して、当社、JCBまたはカード会社に損害を生じさせた場合、当社またはJCBが包括代理契約または加盟店契約を解除するか否かを問わず、包括代理人および当該加盟店は連帯して、両社およびカード会社に生じた損害を賠償するものとします。
(1)加盟および決済サービスの追加に際し両社に提出した書面、ならびに、第５条第１項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
(2)第14条（包括代理人および加盟店の義務、禁止行為等）の規定に違反したとき
(3)第21条（立替払契約の取消しまたは解除等）の規定に応じなかったとき
(4)第28条（カードに関する情報等の機密保持）の規定に違反したとき
(5)前四号のほか本規約に違反し、当社またはJCBが相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または包括代理人が本規約違反を２回以上行ったとき
(6)包括代理契約に付随する特約または覚書の規定に違反したとき
(7)包括代理人、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると、当社またはJCBが判断する取引であって、当社またはJCBが包括代理契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社またはJCBが指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引をしたと当社またはJCBが判断したとき
2.包括代理人が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3.提携ブランドカード会社が、加盟店につき、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、当社またはJCBは包括代理人または加盟店に対し催告することなく直ちに包括代理契約のうち当該加盟店における当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を包括代理人が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると当社またはJCBが認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。
4.以下の事項に該当する場合、両社は包括代理人または加盟店に対し催告することなく直ちに包括代理契約等および包括代理契約に基づくすべての加盟店との間の加盟店契約の全部または一部を解除することができるものとします。
(1)包括代理人が本規約等に違反したとき

(2)包括代理人が加盟店規約に定める解除事由または本条第１項各号のいずれかに該当したとき
(3)前二号のほか、包括代理人が包括代理加盟店として不適当と両社が判断したとき
(4)多数の加盟店が加盟店規約第32条（契約解除）第１項の事由に該当したとき
(5)包括代理人に対する会員の苦情その他の事情により両社が包括代理契約等の継続を困難と認めた場合

5. 本条第１項および第４項の解除は、両社による包括代理人または加盟店に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
6. 当社は、第４項各号記載の事由が生じた場合、加盟店と当社間の立替払契約を一括して締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。
7. 当社は本条記載の事由により包括代理契約を解除できる場合、当社が支払う立替払金（契約終了日までに行われた信用販売に関する立替払金を含む）について、包括代理人の代理受領権限を喪失させることができるものとします。

第３４条（契約終了後の処理）

1. 包括代理契約が終了した場合、包括代理人はその後会員に対して信用販売を行う等、一切の包括代理契約に基づく取扱いをしてはならないものとします。
2. 第26条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）、第31条（有効期間）または第32条（解約等）により包括代理契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、包括代理人、両社は、当該信用販売を包括代理契約に従い取扱うものとします。ただし、包括代理人、両社が別途合意をした場合および第16条（手数料および支払い）に基づいて当社が支払う立替払金について、包括代理人の代理受領権限を喪失させた場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、前条により包括代理契約を解除した場合、包括代理人と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、包括代理人に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。
4. 包括代理人および加盟店は、包括代理契約または加盟店契約が終了した場合、直ちに包括代理人および加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からカード取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめるとともに、売上集計表、売上票等両社が包括代理人に交付した取扱関係書類および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、包括代理人が決済機器等を設置している場合には、端末使用規約および端末設置会社の指示に従うものとします。
5. 決済サービスの一部の取扱いが終了した場合は、前四項を準用するものとします。

第３５条（反社会的勢力との取引拒絶）

1. 両社および加盟店等は、各々、自己、自己の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、加盟店規約第34条（反社会的勢力との取引拒絶）第１項に定める事項のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
2. 両社および加盟店等は、各々、自己、自己の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員または従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自らまたは第三者を利用して加盟店規約第34条（反社会的勢力との取引拒絶）第２項各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
3. 当社またはJCBは、加盟店等が本条第１項または前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。
4. 加盟店等が本条第１項もしくは第２項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社またはJCBは、直ちに包括代理契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を包括代理人が賠償するものとします。この場合、前条第３項の規定を準用するものとします。
5. 当社が本条第１項もしくは第２項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると包括代理人またはJCBが認めた場合、包括代理人またはJCBは、直ちに包括代理契約を解除できるものとし、かつ、その場合の包括代理人およびJCBに生じた損害を当社が賠償するものとします。また、JCBが本条第１項もしくは第２項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると包括代理人または当社が認めた場合、包括代理人または当社は、直ちに包括代理契約を解除できるものとし、かつ、その場合の包括代理人および当社に生じた損害をJCBが賠償するものとします。
6. 加盟店等が本条第１項もしくは第２項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社またはJCBが認めた場合には、当社は第４項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
7. 当社またはJCBは、包括代理人が本条第１項または第２項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、包括代理契約等に基づく取引を一時的に停止することができるものとします。この場合には、包括代理人は、両社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

第３６条（本規約に定めのない事項）

包括代理人は、本規約に定めのない事項については、両社所定の加盟店規約が適用されるものとし、同規約にも定めのない事項については両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（両社がホームページに公表する内容を含む）に従うものとします。

第３７条（準拠法）

包括代理人または加盟店と当社とJCBの諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第３８条（合意管轄裁判所）

1. 包括代理人または加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 包括代理人または加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第３９条（規約の変更）

1. 両社が本規約の変更内容を通知またはホームページ（https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/）に公表した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合には、包括代理人および加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、包括代理人および加盟店は、第23条第２項および第３項、第24条第１項および第２項、第25条第１項、ならびに本規約末尾の＜提携ブランドカード＞記載のホームページに記載された加盟店情報の共同利用を行うカード会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 前二項の場合、包括代理人はその責任において加盟店に変更の内容を通知し、遵守させることとします。
4. 両社が包括代理人に通知のうえ、包括代理人によってJCB所定の手続きがなされることにより、両社は、包括代理契約に基づき包括代理人が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとします。

（KHK01・00555・20250401）

＜提携ブランドカード＞ 20250401

提携ブランドカード会社	提携ブランドカード	提携ブランド非接触決済カード
◆アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社） https://www.americanexpress.com/japan/	アメリカン・エキスプレスカード	アメリカン・エキスプレス・コンタクトレス
◆三井住友トラストクラブ株式会社 www.diners.co.jp	ダイナースクラブカード	ダイナースクラブコンタクトレス
◆ディスカバーフィナンシャルサービシーズ （Discover Financial Services LLC） 2500 Lake Cook Road, Riverwoods, IL 60015, United States of America	ディスカバーカード	Contactless D-PAS
◆株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ http://id-credit.com/index.html	－	iD（アイディ）

※iDの取扱いにおいては、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。
※iDによる信用販売によって生じた売上債権については、JCB加盟店規約第20条（立替払契約の取消しまたは解除等）第1項（4）における売上データの到着期限の「61日」を「30日」と読み替えるものとします。

＜共同利用会社＞

〇株式会社ジェイエムエス
〒169-0072　東京都新宿区大久保3-8-2　住友不動産新宿ガーデンタワー
利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供
〇株式会社日本カードネットワーク
〒169-0072　東京都新宿区大久保3-8-2　住友不動産新宿ガーデンタワー
利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供
〇株式会社ジェーシービー・サービス
〒107-0062　東京都港区南青山5-1-20　青山ライズフォート
利用目的：保険サービス、加盟店向けDMサービス等の提供
〇キャナルペイメントサービス株式会社
〒135-0061　東京都江東区豊洲1-1-1
利用目的：端末、接続サービス等コード決済における加盟店業務支援サービス等の提供
〇tance株式会社
〒169-0072　東京都新宿区大久保3-8-2　住友不動産新宿ガーデンタワー
利用目的：加盟店店舗向け業務支援サービス等の提供

（KRGK01・00555・20240401）

＜加盟信用情報機関＞

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
住所	東京都中央区日本橋小網町14-1　住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター（JDMセンター）
URL	https://www.j-credit.or.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JCBがJDMセンターに報告すること及び、加盟店情報交換制度加盟会員会社（以下「JDM会員」という。）に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用する情報	①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由 ④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実及び事由 ⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。）に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。） ⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報 ⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとし、公表された情報等）について、JDMセンターが収集した情報 ⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日）。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。
保有される期間	上記の情報は、登録日（③及び⑦にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日）から5年を超えない期間保有されます。
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。

JCBでは加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部　担当役員）を設置しております。

（JKK03・00555・20240401）

<締切日・支払日>

20240401

	支払区分		取扱期間	締切日	支払日
(1)	ショッピング1回払い・ショッピングリボ払い・ショッピング分割払い（ボーナス併用ショッピング分割払い含む）		1日～当月15日	当月15日	当月末日
			16日～当月末日	当月末日	翌月15日
(2)	ショッピング2回払い		前月16日～当月15日	当月15日	①翌月末日
				当月15日	②翌月15日 および 翌々月15日
(3)	ボーナス1回払い	夏期	12月16日～6月15日	7月15日	8月15日
		冬期	7月16日～11月15日	12月15日	翌年1月15日

※一部、上記とは異なる締切日・支払日となる場合がございます。
※売上集計表・売上票は、締切日到着分をもって締め切らせていただきます。
※支払日の15日・末日が、金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。
※(1)の取扱期間・締切日・支払日が、前月16日～当月15日・当月15日・翌月15日となる場合がございます。

銀聯カード取扱加盟店特約（包括代理）

第１条（総則）

1. 銀聯カード取扱加盟店特約（包括代理）（以下「本特約」という）は、JCB加盟店包括代理規約（以下「原規約」といい、原規約および加盟店規約を総称して「原規約等」という）に基づき、第２条で定める銀聯カードの取扱い等に関して定める特約です。
2. 包括代理人および加盟店が銀聯カードの取扱いをする場合に、両社と包括代理人および加盟店の間では、本特約が適用されるものとし、本特約で規定される事項以外については、原規約が適用されるものとします。ただし、銀聯カードのうちJCBのサービスマークが表示されているクレジットカード（以下「銀聯JCBカード」という）については、原規約または本特約のいずれかのJCB所定の方法に従い取扱うものとします。

第２条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約等に従うものとします。

(1)「銀聯カード」とは本特約末尾に記載するJCB所定の提携ブランドカード会社または当該提携ブランドカード会社からクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードの発行に関するライセンスを受けた会社･組織（提携ブランドカード会社の関連会社を含む）が発行する提携ブランドカード会社所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード等をいいます。

(2)「特定銀聯クレジットカード」とは前号で定める「銀聯カード」のうち、提携ブランドカード会社所定のクレジットカードをいいます。

(3)「QuickPass」とは、カード取引システムに基づき、本特約末尾に記載する提携ブランドカード会社が提供するICチップを用いた非接触決済サービスのうち、「QuickPass」という名称のものをいいます。両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、加盟店規約第２条第13項に定める「提携ブランド非接触決済カード」に含まれるものとします。

第３条（銀聯カードの取扱い等）

1. 包括代理人は、銀聯カードすべての取扱い、または、銀聯カードのうち特定銀聯クレジットカードのみの取扱いに際しては、加盟店を代理して、両社所定の方法で申込むものとし、当該加盟店をして、取扱いに必要な両社所定の決済機器等を備えさせるものとします。両社は、加盟店による銀聯カードの取扱いを承諾した場合には、当該加盟店の代理人である包括代理人に対し、両社所定の方法で通知するものとします。
2. 前項に基づく加盟店による申込みがなかった場合であっても両社は、加盟店による銀聯カードの取扱いを認めることができ、かかる場合には、当該加盟店の代理人である包括代理人に対し、両社所定の方法で通知するものとします。両社は、両社がその旨を通知した後、両社所定の期間内に当該加盟店の代理人である包括代理人が異議を述べない場合には、当該加盟店が当該銀聯カードの取扱いを承諾したものとみなします。

第４条（信用販売および信用販売の取消しの方法等）

1. 銀聯カードの信用販売にあたっては、加盟店は、IC対応決済機器等により会員に暗証番号の入力を求め、正しい暗証番号が入力されたことを確認するものとします。
2. 原規約の規定にかかわらず、包括代理人および加盟店は、銀聯カードを提示した会員に対するすべての信用販売、信用販売の取消しにあたり、その全件について事前にJCBの承認を求めるものとし、その取得にあたり両社所定の決済機器等を使用するものとします。なお、加盟店は、本特約のほか、決済機器等の使用規約およびその取扱いに関する規約、ならびに原規約のうち決済機器等を使用する場合に適用される規定（本特約に規定のある事項を除く）に従い、信用販売を行うものとします。
3. 原規約および決済機器等の使用規約の規定にかかわらず、包括代理人および加盟店は、故障、障害等により決済機器等が使用できない場合およびJCBが決済機器等の使用につき別途制限を設けた場合には、銀聯カードを提示した会員に対する信用販売、信用販売の取消しを行うことはできません。包括代理契約に基づく電話連絡によるJCBの承認の取得もできません。
4. 包括代理人および加盟店は、銀聯カードに係る信用販売の取消しを行う場合には、信用販売時と同じ決済機器等を使用するものとします。
5. 万が一、決済機器等を使用せず信用販売、信用販売の取消しを行った場合には、包括代理人および加盟店は、当該信用販売、信用販売の取消しの代金金額について一切の責任を負うものとします。また、包括代理人および加盟店は、決済機器等が使用できない事による逸失利益について両社に請求を行わないものとします。

第５条（立替払契約の取消しまたは解除）

1. 加盟店が銀聯カードを取扱う場合、当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、原規約に定める事由に加えて、以下の事由が生じた場合についても、第４条第２項に基づきJCBの承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を取消し、または解除できるものとします。
   (1)包括代理人または加盟店が本特約に違反したとき
   (2)加盟店が銀聯カードの信用販売を行った日から25日以上経過して売上データが当社に到着したとき
2. 前項に該当した場合の立替払金の支払いの保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

第６条（有効期間）

1. 本特約の有効期間は包括代理契約と同様とし、包括代理契約が終了した場合には当然に本特約も終了するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、包括代理契約に基づく加盟店契約が終了した場合には、当該加盟店に対して本特約を適用しないものとします。

第７条（解約）

1. 前条の定めにかかわらず、包括代理人、当社またはJCBは、本特約の有効期間中であっても、書面により３ヵ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了することができるものとします。
2. 前条の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により３ヵ月前までに相手方に予告することにより当該加盟店に対する本特約の適用を終了することができるものとします。
3. 前条の規定にかかわらず、当社またはJCBは、加盟店が直前１年間に銀聯カードの取扱いを行っていない場合については、予告することなく当該加盟店に対する本特約の適用を終了できるものとします。

第８条（契約解除）

1. 当社またはJCBは、包括代理人または加盟店が原規約または本特約の全部または一部に違反した場合、包括代理契約の全部もしくは一部を解除し、または本特約の取扱いを終了することができるものとします。
2. 加盟店が原規約に定める加盟店契約または本特約の全部または一部に違反した場合、当社またはJCBは、加盟店契約を解除し、または当該加盟店に対する本特約の適用を終了し、その損害賠償を請求することができるものとします。
3. 前二項に基づき当社またはJCBが包括代理契約、加盟店契約または本特約を解除した場合は、原規約に基づき解除されたものとみなしたうえで、原規約の他の規定を準用します。

第９条（本特約の取扱いの終了）

1. 当社、JCBまたは提携ブランドカード会社は、銀聯カードの加盟店として取扱うことを不適当と認めた場合には、当社、JCBまたは提携ブランドカード会社の判断で本特約の取扱いを終了させることができるものとします。その際、当社またはJCBは、当社またはJCB所定の方法でその旨を包括代理人に通知するものとします。また、当社、JCBまたは提携ブランドカード会社の判断で、当社またはJCBが3ヵ月前までに包括代理人に書面で通知することにより、本特約の取扱いを終了させることができるものとします。
2. 包括代理人および加盟店は、JCBと提携ブランドカード会社との銀聯カードの取扱いに関する契約関係の終了に伴い、当該終了に係る銀聯カードにつき、本特約の取扱いが終了する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、終了する場合においては、両社は、両社所定の方法でその旨を包括代理人に通知するものとします。
3. 本条による本特約の取扱いの終了により、包括代理人または加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社およびカード会社は一切の責を負わないものとします。
4. 本条により本特約の取扱いが終了した場合、終了日までに行われた銀聯カードの取扱いは有効に存続するものとし、包括代理人、加盟店および両社は、当該取扱いを本特約、原規約等に従い取扱うものとします。ただし、包括代理人、加盟店および両社が別途合意した場合はこの限りではありません。
5. 当社は、包括代理契約、本特約または原規約等に基づき本特約の取扱いが終了した場合、加盟店から既に当社に到着した売上データにかかる立替払契約を解除するか、包括代理人に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。この場合には、当社は、遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第１０条（包括代理人の保証および加盟店への周知義務）

1. 包括代理人は、両社に対し、本特約およびこれに付随する合意を締結する包括的な代理権を加盟店より付与されていることを保証するものとします。両社は、加盟店に対し個別に包括代理人の包括代理権の存否を確認する義務を負わないものとします。
2. 包括代理人は、加盟店に対し、本特約の内容を周知し遵守させる義務を負います。

第１１条（契約終了後の処理）

本特約の取扱いが終了した場合には、原規約の規定を準用するものとします。

第１２条（本特約に定めのない事項）

1. 原規約等と本特約に矛盾または抵触する事項がある場合、本特約が優先的に適用されるものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、「本規約」を「本規約および銀聯カード取扱加盟店特約（包括代理）」と合理的な限度で読み替えたうえで、原規約等が適用されるものとします。

<本特約における提携ブランドカード>

提携ブランドカード会社	提携ブランドカード	提携ブランド非接触決済カード
銀聯国際有限公司 （UnionPay International Co.,Ltd） 中華人民共和国上海市浦東新区国展路1899号	銀聯カード	QuickPass

（TTK04・00555・20250401）